

令和5年11月21日 かほく市長寿介護課

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しについて

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10及び第115条の19の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を取り消しますので、以下のとおり公表します。

対象事業者

1. 事業者名 株式会社 内邦福祉会
2. 代表者 代表取締役 内田 邦夫
3. 所在地 石川県かほく市宇野気口21番地

対象事業所

1. 事業所名 グループホーム 一梅縁
2. 事業所所在地 石川県かほく市宇野気口21番地
3. 事業所番号 1772100085
4. サービスの種別 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
5. 指定年月日 平成15年10月1日

指定の取消年月日

令和5年11月21日

処分理由

1. 人格尊重義務違反（介護保険法第78条の10第1項第6号、第115条の19第1項第6号）
指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として、要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、法律又は法律に基づく命令を遵守し、要介護者（要支援者）のため忠実にその職務を遂行しなければならないところ、施設管理者の指示により全入居者の食事を減食しており、放棄・放任の虐待として生命に危険を及ぼす重大な人格尊重義務違反を行った。
2. 虚偽報告（介護保険法第78条の10第1項第9号、第115条の19第1項第8号）
監査に係る帳簿書類（介護記録等）の提出にあたり、虚偽の報告を行った。
3. 虚偽答弁（介護保険法第78条の10第1項第10号、第115条の19第1項第9号）
監査における利用者の身体状況の報告にあたり、虚偽の答弁を行った。